

# 「障害児支援利用計画」についてのQ&A

(H26.3)

平成24年4月の児童福祉法一部改正により、障害児通所支援)を利用するすべての利用者の方に、障害児支援利用計画を作成することになりました。

市川市では、平成27年4月には、すべての障害児通所支援サービス利用者に障害児支援利用計画書が作成されるよう段階的に計画対象者を拡大していきます。

今後のスケジュールは次の通りです。

放課後等デイサービス	新規	平成25年10月より計画作成を開始しています
児童発達支援 医療型児童発達支援 保育所等訪問	新規	平成26年4月より、計画作成を開始します
放課後等デイサービス 児童発達支援 医療型児童発達支援 保育所等訪問	継続	平成26年5月より、計画作成を開始します

## Q1 障害児支援利用計画とは？

「障害児支援利用計画」は、サービス利用者を支援するための中心的な総合計画（トータルプラン）です。

福祉サービスだけでなく、教育・保健・医療などの関連分野にまたがる個々のニーズを反映させた利用計画になります。

計画には、本人の解決すべき課題、支援方針、必要なサービスの種類と量などが記載されます。

## Q2 障害児通所支援とは？

障害児通所支援とは、①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援 のことです。

これらのサービスを利用する場合には、「通所受給者証」が必要ですが、今後はこの通所受給者証の発行に「障害児支援利用計画（案）」が必要となります。

## Q3 利用計画を作る人は誰ですか？

市川市から指定を受けた「指定障害児相談支援事業所」の相談支援専門員がご自宅を訪問し、お話をお伺いしながら計画を作成します。

また、事業者に代わり、本人や家族、支援者などが計画を作成することもできます。（これを「セルフプラン」といいます）

#### Q4 どの相談支援事業所を利用すればいいのですか？

現在市川市内に指定障害児相談支援事業所は11箇所あります。(H26.3月現在)

基本的には、障害児相談支援の指定を受けた事業所ならどこでも構いません。

ただし、数が少ないため、利用できる相談支援事業所が限られてしまう場合がありますので、発達支援課にご相談ください。

#### Q5 利用計画を作ってもらう利点は？

①相談支援事業者から、適切なサービスの組合せの提案を受けることができます。

②一つの計画を基に関係者情報を共有し、一体的な支援を受けることができます。

③本人のニーズに基づく計画を作成することで、本人中心の支援を受けることができます。

#### Q6 どのようなサービスが利用できるのですか？

相談支援事業者は、次のサービスの利用についての相談と利用計画の作成をします。

##### (1) 児童福祉法のサービス

障害児通所支援 ①児童発達支援 ②医療型児童発達支援  
③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援

##### (2) 障害者総合支援法のサービス（障害児も利用できるもの）

・居宅介護 ・短期入所 ・行動援護 ・同行援護  
・重度障害者包括支援 ・重度訪問介護  
・地域生活支援事業の障害福祉サービス（移動支援、日中一時支援など）

##### (3) その他 福祉サービスだけでなく、教育・保健・医療などの関連分野にまたがる個々のニーズを反映させた利用計画を作成

※障害児の入所サービスは対象外です。(児童相談所が専門的な判断を行います)

#### Q7 利用計画の作成にかかる費用は？

自己負担はありません。

#### Q8 いつ利用計画を作ってもらうのですか？

障害児通所支援サービスを利用の場合、①新規申請（追加含む） ②支給期間継続  
③支給量の変更 を行う際に利用計画を作成していただきます。

【問合せ先】 市川市役所 こども部 発達支援課

Tel 047-370-3561

Fax 047-370-8666

〒272-0032 市川市大洲 4-18-3